

公益財団法人宮崎県スポーツ協会評議員選定委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮崎県スポーツ協会（以下「本会」という。）定款第14条第4項の規定に基づき、本会の評議員選定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(招集)

第2条 委員会は、本会会長が招集する。

2 委員会の招集は、委員会の1週間前までに、委員会の委員（以下「委員」という。）に対して書面で通知しなければならない。ただし、委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく委員会を開催することができる。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した委員の補欠として選任された委員の任期は、退任した委員の任期の満了する時までとする。

3 委員は、定款第14条第2項に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお委員としての権利義務を有する。

(議長)

第4条 委員会の議長は、当該委員会において委員の互選により選出する。

(決議)

第5条 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名以上が出席し、かつ、外部委員の1名以上が賛成することを要する。

(情報提供)

第6条 本会会長は、委員会における審議に当たり、次の各号の情報を提供しなければならない。

(1) 評議員及び評議員会の有する権限、評議員の欠格事由その他評議員に関する法令その他定款の規定の内容

(2) 評議員候補者の経歴、選任理由、当該評議員候補者と本会及び役員等（理事、監事及び評議員）との関係、当該評議員候補者の兼職状況、その他評議員候補者に関する情報

(議事録)

第7条 委員会は議事終了後速やかに議事録を作成し、議長及び出席した委員全員が記名押印し、理事会に提出しなければならない。

(規程の変更)

第8条 この規程の改正等は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、理事会で審議して、会長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人宮崎県体育協会の設立の登記の日から施行する。

2 令和2年3月3日 一部改正